

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライヤーの皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、サプライチェーンにおいて新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接のサプライヤーを通じてその先のサプライヤーに働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、サプライヤーとの共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、サプライヤーのテレワーク導入など多様な事情・環境・条件に合わせた業務実施やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

社会における問題点を解決すべく当社固有の技術を核とした世間の有望な技術や知識と融合させることで新しい技術資産の構築を目的に、企業あるいは大学と連携しオープンイノベーションに取り組んでいます。さらに新製品の開発初期段階からサプライヤーと連携し、将来の戦略を共有する重要なパートナーとして相互の利益の最大化を図っています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、サプライヤーとのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

不要な金型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して金型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、将来的には支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

サプライヤーも働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、無理な短納期発注に伴う納期遅れを理由とした受領拒否や適正なコスト負担を伴わない急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

「ホワイト物流」の推進運動へ賛同し、2019年9月に自主行動宣言を表明しています

- ・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、サプライヤーや物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

2020年9月3日

NISSHA 株式会社

代表取締役社長 兼 最高経営責任者 鈴木 順也